

第10回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成20年5月29日(木)午後1時30分から午後5時00分まで

2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(五十音順, 敬称略)

東 隆真, 伊丹俊彦, 金森俊朗, 側垣二也, 多田治夫, 戸倉晴美, 長野規子,
西村依子, 沼田憲和, 安江 勤(委員長), 米井裕一, 和田出静子

(2) ゲストスピーカー

金沢地方裁判所刑事部 入子光臣裁判官

(3) 事務担当者等

加藤首席家裁調査官, 荒谷首席書記官, 新井次席家裁調査官, 永井事務局長,
長谷川事務局次長, 上田総務課長, 西海庶務係長

4 議事

(1) 委員長開会あいさつ

(2) 検察官委員交代の紹介及びあいさつ

(3) 本日のテーマ「裁判員制度」について, 委員長から趣旨説明

(4) 前回のテーマ「少年事件における被害者配慮について」に関する委員からの意見等を踏まえた当庁の取組状況等の報告

(5) 裁判員制度の概要説明

DVDビデオ「裁判員裁判～あなたも体験してみませんか～」の第1部「裁判員制度ワンポイント解説」を視聴後, 委員長から現在の刑事裁判が抱える問題点及び裁判員制度導入の意義等について補足説明がなされた。

(6) 模擬評議用DVDビデオ視聴

上記DVDビデオの第2部「審理に臨むに当たっての留意事項」及び第3部「審理」を視聴した。

なお, 第3部「審理」の中で検察官が朗読した起訴状の公訴事實は, 以下のとおりである。

「被告人は, 通行人から現金を強奪しようと考え, 平成21年5月27日午前4時ころ, 甲県宝市長沢2丁目7番19号の路上において, 泉田哲夫(当時

36歳)に対し、握りこぶしで顔面を数回殴り、首を絞めるなどの暴行を加え、その間に「金を出せ。出さんと殺すぞ。」と言って脅迫し、抵抗できないようにした上で、同人から現金1万円を強取し、その際、同人に対し、加療1週間を要する顔面打撲傷の傷害を負わせたものである。」

(7) 模擬評議

(発言者 / 委員長, 委員, ゲストスピーカー)

視聴したDVDビデオ「審理」の模擬裁判について、まず、法曹関係者を除く委員及び委員長だけで、模擬評議を行い、最後に法曹関係委員等の意見が述べられた。

模擬裁判の対象となった事件(以下「本件」という。)では、大きく強盗致傷が成立するかどうか、量刑をどうするのか、という2つの問題がある。まず、強盗致傷の成否についてであるが、被害者と被告人のどちらの言い分が信用できるか意見を伺いたい。

被害者と被告人の間には、既に示談が成立しており、利害関係がないから被害者の証言の方が信用できると思う。

本件には、強盗致傷という凶悪なイメージはない。

本件は強盗致傷に当たると思うが、被害者と被告人は、殴ったこと、金を奪ったという事実については一致している。しかし、この事実だけだと、傷害と恐喝ということも考えられるので、どちらとも言えないと思う。

強盗致傷が成立するか否かということについては、相当子細に見ていかないといけない。

被害者は、顔面を数回殴られ、首を絞められ、殺すぞと言われて金を取られたのだが、これで強盗が成立するとは考えられないか。

成立しないと思う。反抗を抑圧されたとまでは言えないと思う。

やはり、傷害と恐喝が成立すると思う。診断書を見ても怪我が軽い。一般的に加害は小さく言い、被害は大きく言うのが人情と思われるし、被害者も被告人も酒を飲んでいることから、証言の信用性に乏しい。金を奪うのが目的なら、男を狙ったりせず、場所も暗がりを選んでやるだろうと思う。本件は、金品を奪うことを目的としたものとは思われない。

本件は、計画的ではなく、偶発的なものであり、イメージとして強盗とは思われない。しかし、長い距離を追いかけている点や、腹いせで殴るのであれば1, 2発殴れば気が済むものを、金まで取ってしまっている点で、どの

あたりで心境の変化があったのかなと思う。

双方とも酒を飲んでいたので、それぞれの言い分は信用性が乏しいと思う。計画性はないと思うが、結果として金を取ったものであり、被告人の背景事情を丹念に見ないと、結論を出すのは難しいと思った。

被害者を殴りながらも少しゆるめたりしているところから、当初から金を取る目的ではなかったと思う。殴ったけど謝らないので、金を取ってしまったと思われ、被告人の言うような経緯ではないかと思う。よって、傷害と恐喝が成立すると思う。

被害者は、冷静に細かいことを覚えていると思う。しかし、被害者は、本当に抵抗できなかったのかどうか、また、強打されたのかどうかについて立証されていないと思う。さほど強い暴行ではなかったと思われ、暴行の程度から言って、強盗とは言えないと思う。

傷害と恐喝が成立すると思うが、首を絞めながら金を出せと言ったのか、また、「殺すぞ。」と言ったのかどうかについて、どう判断したら良いのかよく分からない。

金品目的なら12万円入りのバックを奪っているだろうし、首を絞めたかどうかは、双方の体格差もあり、強く襟を掴んだときの感じ方もそれぞれ違うと思うので、首を絞めたとは言い切れない。

今までの意見を聴いていると、イメージとして、これくらいの刑罰なら納得できるなという、量刑から先に考えてしまうところがあるので、犯罪の成否を正面から論じるのは難しいと思う。

(以下は、法曹関係委員等の意見)

本件での強盗の見方をどう考えるかについて、始めから待ち伏せする目的で佇んでいたのか、あるいは、眼を付けられたので、この際、殴るとともに金を取ってやれと思ったのか2つの考え方があると思う。また、追いかけて殴ってから、この際、金を取るうとする傷害と恐喝のパターンもあると思われる。検察官の主張は、第1の考え方だろうと思われる。今までの意見を聴いていると、被害者と被告人のどちらの供述が正しいのか1対1の関係になっていて難しいが、本件では、示談が成立しながら法廷で証言していることをどう評価するのか、被告人が被害者を奥まったところに連れて行っていること等をどう評価するかという問題がある。それらの問題を整合性があるように説明しているのは被害者の方だと思う。

被害者の証言の信用性をみた場合、示談が成立していることから意図的に嘘をついているとは思われないが、思い違いによって述べられる証言もあると思う。

評議するに当たって、強盗と恐喝について、初めにその違いをしっかりと話しておかないと混乱すると思う。特に反抗を抑圧しているかどうかという点については、結果に重大な違いがあり、その詰めがもう少し必要なのかなと思う。評議のリードの仕方が非常に難しいと思う。

評価の問題としては、人の行為としてどちらが自然かという議論になるかなと思う。本件では、両者ともに不自然なところがあって、難しい事案であると思う。例えば、反抗の抑圧の程度についてみる場合、恐怖心からくる被害者の思いというものを客観的事実だけで評価するのかどうか。本件では、被告人が逃げていった後に被害者がぼーっと立っていたという行動が自然なのかどうか等についても問題と思われる。

金沢地裁刑事部でも今回と同じ「審理」のDVDビデオを視聴して模擬評議を行ったので、その結果を紹介すると、まず、本件の事実認定の問題として、顔面を数回殴ったのか、首を絞める行為があったのか、「金を出せ。出さんと殺すぞ。」という発言があったのか、さらにその後も殴ったのかという点が挙がり、そして、被告人に金を奪う意思が発生したのはいつなのか、さらに、それを前提として、被害者の反抗を抑圧するに足る十分な暴行脅迫があったのかどうかという合計6つの点が挙げられた。地裁刑事部で行った模擬評議では、約3時間にわたって様々な議論がなされたが、最終的には、傷害と強盗という結論になった。

(8) 意見交換

事前配布した別紙話題事項について、委員から意見を伺った。

マスコミの世界では、先日のように1年前に一騒ぎになり、その後、一旦治まって、残り半年あるいは候補者名簿ができる今年12月ころ、そして実施の3か月前、もしくは1か月前か直前に、今後も幾たびかマスコミで騒がれる時期が来ると思われる。悲惨な事件ほど、こういう事件を裁判員が裁かなくてはいけなくなりますよという後ろ向きな話が出るが、その時こそ対応策をしっかりとすることが重要と思う。

参加意欲を高めることは、裁判員を経験していない上、想像することもなかなかできないので、現実的には非常に難しいことだと思う。だから、この

ような模擬評議を何回もやるべきだと思う。しかし、今、慌ててはいけないと思う。スタート後も何年か掛けて、制度を正しく伝えていく姿勢が必要だと思う。法律知識がない、日程調整が難しい、トラブルに巻き込まれるのではないかといった不安は、スタートしてしまえば消えていく不安だと思われる。現段階では、経済界や労働団体にきっちりと理解を求め、環境整備をしっかりとやるべきだと思う。そうでないと参加したいと思っている人が、環境が整っていないことにより出られないという事態が生じてしまう。したがって、スタート前にやっておくべきことと、スタート後にやるべきことを明確に区別する必要があると思う。

そこで、金沢での最初の裁判員裁判については、情報公開の対策をしっかりとやっておく必要があると思う。そこで裁判所が曖昧な答えをすると余計に不安をあおることになると思う。

裁判員制度に向けて家裁がすべきことについては、模擬少年審判を続けることは良いことだと思う。いずれ今の若年層が裁判員になるのだから、模擬少年審判を通して若年層が司法に触れたり、司法参加を考えたりする機会を得ることは、家裁の役割として考えられると思う。

裁判員裁判では、死刑の問題を扱うことについて不安を感じる一方で、人の命を扱うことは貴重な体験になると思う。制度が始まればとにかくやらざるを得ないと思うが、しかし、今の若い人のために、裁判員制度を運営していくための教育システムを作ることが必要だと思う。

模擬評議を体験してみて、意義深いものだったので、裁判員裁判には、やり甲斐を感じることができると思う。他では体験できない意義深いものであることを、うまくPRできないかと思う。

開廷前の法廷内ビデオ撮影については、駄目なら駄目とはっきり言ってもらいたい。個人情報の問題があるので、写した写さないという問題は訴訟にまで発展しかねない。写せないのなら、代わりに漠然とした裁判員の情報をいただきたいと思う。

裁判員になることよって被害を受けるかもしれないという不安等については、一般的でなく具体的な回答が欲しい。

各種パンフレットを見てもまだまだ法律用語が多いと思う。

パンフレット等が職場に置いてあっても、見ている人はいない。

私の周りでも年齢の高い人ほど他人事と思っている人が多い。ところが、

同じ職場の25, 6歳の若い女性が言うには、最近のテレビ番組でクイズ形式で裁判員裁判のことを扱ったものがあり、それがよく理解できたと言っていた。

裁判員制度の導入に当たっては、裁判員になることを断れないという高圧的な言い方をしている。しかし、納税の義務とは性質が違うと思うし、候補者として呼出を受けても嘘をついて出て行かなかったり、病気のふりをしたりしたら逃れられるのではないかと思う。そうだとすると戸惑いが大きい。

5 次回期日及びテーマ

(1) 期日

平成20年11月27日(木)午後2時

(2) テーマ

高齢者問題(仮題)

(別紙)

第10回家裁委員会話題事項

裁判員制度の施行(平成21年5月21日)まで残り1年余りとなりました。

最高裁が今年4月に公表した世論調査結果(全国1万500人の20歳以上を対象)では、義務でも裁判員になりたくないという人が4割近くに上り、裁判員として参加する場合の心配及び支障について、責任を重く感じるといった心理的不安が上位を占めていることが明らかになっています。

そこで、以下の事項について、各委員の御意見をお伺いします。

- 1 国民の参加意欲を高め、同時に心理的不安を取り除いていくためにはどのようなことをすべきでしょうか。これまで模擬裁判や各種広報、世論調査などが重ねられていますが、それらについてどのように感じられますか。また、裁判員制度の広報について工夫すべき点があるとしたら、どのようなところでしょうか。
- 2 裁判員制度の施行に向けて、家庭裁判所としてどのようなことをすべきでしょうか。